

○中野市水道事業運営審議会議事録（要旨）

日時：平成21年10月5日（月）午後2時～午後2時35分

場所：市民会館42号会議室

出席者：委員（敬称略）－長島克己、高相淳子、阿藤博文、須崎紀美江、中村久子、
神田 寿、田村安則、徳竹常子、

事務局（上下水道課）－小古井建設水道部長、高橋上下水道課長、吉池下水道
係長、宮澤監理係長、小野塚上水道係長、小橋営業係
長、池田主査、武田主査、久保主査

1 開 会 （事務局：高橋上下水道課長 進行）

2 会長あいさつ

3 協 議

（1）下水道料金等について

会 長－前回の内容を確認したい。

【会長概略を説明】

諮問内容に質問・意見があるか。

A委員－特にありません。

会 長－資料の5ページの財政収支計画の表中で企業債償還金とあるが、残額は、い
くらか？

また、公共料金を滞納している人も多いと聞くが、どのくらいあるのか？

監理係長－起債の残高については、平成20年度末、3月31日現在で公共・特環169
億3,434万円余円になります。また、農集は、81億335万円余円です。

営業係長－滞納の状況でございますが、平成20年度分は、平成21年7月末で、公
共が、340万円余円、特環が、15万円余円、農集が、34万円余円で、合計約400
万円です。

平成15年から平成19年度は、合計で約900万円となっております。

なお、滞納額が多くなると納めていただく方も大変ですので、滞納されている方には、督促状の発行、電話督促、訪問等で納入をお願いしております。下水道料金には、時効というものもありますが、債権を行使し続け、お客様には、納入いただくようお願いしています。

B 委員—資料の 3 ページの使用料対象費用の推移と構成の中で、支払利息の差、その他の差が大きい理由は何ですか？

監理係長—支払利息の方ですが、19年から「公的資金補償金免除繰上償還制度」を利用して、多くの借金を返済しているため、金額は、減少しています。また、その他の差額については、主に消費税です。これは、前年の事業に基づき、翌年度、消費税を納めるものですので、前年に工事等を多く施工していると納める消費税は、減額します。

会 長—欠席の委員の意見を事務局から報告します。

監理係長—欠席の委員から諮問どおり賛成するとご意見をいただいている。

会 長—諮問に基づき答申してよいか。賛成の方は、挙手をお願いします。

挙手 7 名

中野市水道事業運営審議会条例第 6 条第 3 項の規程により、出席委員の過半数以上の賛成と認められるので、諮問どおりの答申とする。

【答申案について事務局説明】 (監理係長)

会 長—この答申案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

全員一致ということで、答申書案どおりとする。

【附帯意見について事務局説明】

監理係長—ここで、欠席されている委員から前回、発言のあった下水道事業の維持管理経費のコスト削減に一層の努力をしてください。という内容について、今回、答申いただく、答申書の中で、附帯意見としてよいか、お伺いしたいのですが、よろしくをお願いします。

会 長—この附帯意見について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

全員一致ということで、附帯意見とする。

(2) その他

課 長—ただいま、認めていただいた、答申を市長へお願いしたい。本日、午後3時30分に会長と会長代理から市長に手渡ししていただきたい。

会 長—以上を持って、本日の中野市水道事業運営審議会を閉会とします。

(午後2時35分終了)